

写

令和4年6月6日

尾張旭市議会議長 殿

山下 幹雄

尾張旭市議会議員政治倫理審査会委員構成に関する意見書（異議申立）

要項 6条関連 委員会の設置について

委員の専任について請求者がその構成員に配置されることは、審査過程において主観的見解が議論を主導する懸念があり、公平で公正な審査に適さないので除外すべきである。

※司法関係者助言引用

一般社会に於ける係争事案の司法事務で、請求者（原告）がその審理組織員として関わることはあり得ない。

